外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十二号

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）の施行に伴い、この政令を制定する。

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の二第二項中「第四十一条の二第七項」を「第四十一条の二第八項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第二条　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第百四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「平成三十一年分」を「令和元年分（平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日までの期間に係る年分をいう。）」に改め、同条第六項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

第三条　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第百三号）の一部を次のように改正する。

附則第一項第一号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同項第二号中「平成三十三年一月一日」を「令和三年一月一日」に改める。

（財務省組織令の一部改正）

第四条　財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第九十条第二号中「第四十一条の二第六項」を「第四十一条の二第七項」に改める。

総務大臣　高市　早苗

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十三号

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）の施行に伴い、及び沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第八十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第七十二条第一項第八号中「平成三十三年五月十四日」を「令和三年五月十四日」に改める。

第七十四条第一項中「平成三十二年五月十四日」を「令和四年五月十四日」に改める。

第七十四条の二第一項中「平成三十二年五月十四日」を「令和四年五月十四日」に改め、同条第十九項中「第十五条第三項及び」を削る。

第七十四条の三第一項中「第十五条第三項及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

附則第二項中「第八十九条の三第三項」とあるのは「」を「及び租税特別措置法第八十九条の三第三項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令の一部改正）

2　沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第八十九条第一項の改正規定中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第五項の改正規定中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第四項を同条第七項とし、同項の次に一項を加える改正規定中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第三項の改正規定中「平成三十二年十一月二日」を「令和二年十一月二日」に改め、同条第二項の改正規定及び同項を同条第三項とし、同項の次に二項を加える改正規定（第四項に係る部分に限る。）中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同改正規定（第五項に係る部分に限る。）中「平成三十二年九月三十日」を「令和二年九月三十日」に改め、同条第一項の次に一項を加える改正規定中「平成三十二年十一月二日」を「令和二年十一月二日」に改める。

附則第一項ただし書、第二項及び第三項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改める。

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三